

文久の修陵の発端をめぐる言説について

外 池 升

はじめに

文久の修陵の発端、つまり文久二年閏八月八日に宇都宮藩が「山陵修補の建白」を幕府に提出するに至ったきっかけは何かという問題については、従来から様々な角度から解釈が加えられている。

それは、ある場合には文久の修陵を幕末期の政治的動向のひとつとして捉えた歴史学研究からの学説であり、またある場合には、文久の修陵に直接関与した当事者による言説である。しかし後者、つまり文久の修陵の当事者によつてなされた文久の修陵の発端についての言説は、到底同じ事業に参画した人々の言葉とは思えない程、その内容が大きく喰い違っているのである。このことは、文久の修陵をめぐって考える上で大変興味深い。

もちろん文久の修陵は、歴代の天皇陵を改めて比定し直すとともに、荒れ果てていた古墳等を、天皇陵として相応しい形状に修補するために大規模な土木工事を施すもので、これに携る人々も多く、その立場も多岐に及ぶものであった。従つて、文久の修陵に対する見方、考え方、さらには思惑も様々であつたと思われる。しかし、宇都宮藩がどのような契機から山陵修補事業に取り組むようになったのかということについて、宇都宮藩士やその関係者の間で言説が全く異なっているということには、充分に眼が向けられなければならない事柄といえる。

本稿ではこの点に注目して、文久の修陵の当事者による言説を比較検討することにしたい。このことによつて、文久の修陵当時、あるいは文久の修陵が成つて後、文久の修陵がどのように認識されていたかの一端が、よく浮かび上がつ

てくるものと思われる。

一 相反する二説

右に述べた視点から文久の修陵の当事者による言説を取り上げると、次の(a)・(b)がとりわけ重要である。

- (a) 『縣信緝手記』（『栃木県史史料編・近世七』〔昭和五十三年、栃木県〕所収、原本は東京大学史料編纂所維新史料引継本）
 - (b) 明治四十一年 戸田忠綱著『山陵御修補之顛末』（宮内庁書陵部所蔵⁽¹⁾）
- この内(a)『縣信緝手記』は、文言には相当の異同がありながら内容的にはほぼ同一のものが、『山陵修理始末略記』として小林友雄著『勤皇烈士縣六石の研究』（昭和十八年、興亜書院）、徳田浩淳編著『史料宇都宮藩史』（昭和四十六年、柏書房）、また松井恒太郎編著下野歴史学会編『宇都宮城主戸田御家記（復刻版）』（一九八九年、編集工房隨想舎）に収録されている。この内どれが縣信緝の著述の底本として適当であるかは別に議論をしなければならないが、本稿では取り敢えず『栃木県史料編・近世七』所収本に依ることにしたい。
- 右の(a)・(b)についての詳細は順に述べるとして、(a)・(b)の周辺に位置付けられる史料を次に年代順に列挙することにしたい。
- (c) 元治元年七月二十八日 縣信緝著「愁思錄」（小林著『勤皇烈士縣六石の研究』所収）
 - (d) 明治五年七月 「縣信緝功蹟ニ付從五位戸田忠友上申書写」（『縣信緝功蹟上申書〔縣（直樹）家文書之内〕』〔東京大学史料編纂所所蔵維新史料引継本〕所収）
 - (e) 明治十九年 岡谷繁實輯「戸田忠至略譜稿」（明治十九年十二月秋元興朝「緒言」）（東京大学史料編纂所所蔵維新史料引継本）
 - (f) 明治二十五年三月 秋元興朝書「戸田忠至碑」（東京大学史料編纂所所蔵維新史料引継本）
 - (g) 明治三十一年三月十二日 「戸田忠綱速記」（『史談会速記録』第六十七輯（明治二十一年五月、史談会）所収、『史談会速記録』合本十一〔昭和四十七年、原書房〕として復刻）
 - (h) 明治四十二年八月 「贈正五位縣信緝君覆歴書写」（東京大学史料編纂所所蔵維新史料引継本、縣（直樹）家文書之内）

本稿では主に(a)・(b)に依りながら、この(c)～(h)にも論及して論を進めるこ^トにしたい。

『縣信緝手記』

『縣信緝手記』はこれまでも、文久の修陵の当事者による貴重な述懐として位置付けられてきた。

縣信緝は宇都宮藩士安形家に文政六年十二月に生まれ、一時は脱藩し江戸で大橋訥庵に師事したものの安政元年三月に帰藩、同四年三月に安形から縣へ姓を改めた。文久二年正月十五日の坂下門外の変の後格禄を没収され浪人となり、その後以下にみる通り藩にもどって文久の修陵に参画したのである。しかし縣信緝は文久三年正月二十一日に突如戸田忠至から帰京を命ぜられ、これ以降は山陵修補事業から撤退を余儀なくされることになる。⁽²⁾

ここで『縣信緝手記』から、縣信緝と宇都宮藩による山陵修補事業着手との関係についてみることにしたい。

縣信緝は文久二年四月晦日にそれまでの幽閉謹慎を解かれ、五月十四日に宇都宮から江戸に至り同日に家老間瀬和三郎に面会し、宇都宮藩の今後の方途について意見を求められた。次の通りである。

別後ノ懇談暫時ニシテ、改メテ説諭アリケルハ、当今天下ノ形勢、平穩ナラズ、人心自然ニ洪々タルハ皆人ノ知ル所ニシテ、外ハ外夷猖獗ヲ恣ニスルノ辱シメヲ受ケ、内ハ薩長土ノ三藩同心協力シテ、勤王復古ノ意ヲ主張スル勢力、日ニ盛ンナルニ赴クニ、幕府ハ、却テ之レニ反シテ、百事失策多ク、徳望威權日ニ衰フ、若シ一旦事有ラバ將ニ斃レントスルノ兆アリ、就テハ本藩戸田家ノ如キ、日本史ニ所謂將軍家臣ノ列ニ在リ、且近年国用疲弊シテ、金穀ノ闕乏甚シク、武備兵力絶無ニ近ク、藩ニ名人達士無ク、幕府万一斃ル、ニ至ラバ、本藩モ亦斃レムコト智者ヲ待タズシテ明ラカナリ、今日之ヲ維持保存スルノ方法ヲ得ズ、然リト雖天朝ノ為ニ一藩応分ノ実効ヲ立テ、幕府ニ忠誠ノ心力ヲ尽シ、勤王翼幕ノ事業ヲ興サバ、戸田家ノ湮滅ハ防グニ足ラム、然リト雖徒ラニ中心之ヲ藏スルノミ、別ニ妙案奇策ヲ得ズ、他日汝ニ逢ヒテ細カニ之ヲ謀ラムト思フト雖、道路隔遠幽閉禁錮ノ身ナルヲ以テ、一藩衆多ノ嫌疑ヲ避ケ、依怙ノ誹謗ヲ慎ミテ荏苒今日ニ遷延セリ、汝幸ニ嘉謀良策アラバ、子細ニ陳ベテ秘スルコト勿レト⁽³⁾ここにみえる通り、当時の国政・藩政についての間瀬和三郎の認識は極めて悲観的なものであった。幕府はまさに斃

れようとし、宇都宮藩には人材も金もない、といつて妙案・奇策もない、という。そこで間瀬和三郎が求めた活路は、「勤王翼幕」という、朝幕いすれへも偏さない路線であった。「勤王翼幕」の範囲で何か良策はないか、というのである。これを受けて縣信緝は五月二十日に間瀬和三郎に面会し、次のように答えた。これこそが、『縣信緝手記』が述べる文久の修陵の発端である。

執政ノ家ニ至リ、去ル十四日下問アリツル勤 王翼幕ノ実効ヲ立テ、主家ヲ安全ナラシムルノ一策ニ心付キ有レバ、愚案ヲ陳述セムトテ、其大意ヲ挙ゲテ曰ク、今也 朝廷ノ御為、闔藩勤 王ニ心力ヲ尽シ、幕府ヲ輔翼ノ一端ニ臣タル功ヲ立テ、藩主忠義ノ勲蹟ヲ永ク世間ニ顯ハスベキハ、山陵修理ノ一事ニ在リ、夫 天朝歴世ノ 山陵ハ、遠近諸國ニ散在シテ、久シク荒廢蕪没ニ属スレバ、之ヲ修理尊崇スルトキハ、 皇威ノ一分ヲ挽回シ、 今上帝ハ御子孫タル追孝ノ意ヲ達シ玉ヒ、 叡慮ヲ安ンシ玉フベク、 幕府ハ此挙ニ千載ノ闕典ヲ補フ功ヲ奏スベク、 戸田家ハ 天朝ノ御孝道ナル万一ヲ補ヒ、 幕府ノ為メニ忠勤ノ一助トナラハ、 是モ亦不朽ノ基業ト為スニ足ラム、 抑 山陵荒廢ノ事ヲ慨歎憂慮セシ人、 儂武ノ後ハ遠クシテ、 松下・貝原・細井ノ三氏、 近クハ我カ郷ノ蒲生君平、 其最モ後チニシテ著キハ、 水戸ノ徳川烈公ナリ、 其事ハ愛臣タル藤田東湖カ回天詩史ニ明瞭ナリ、 執政ヨク此數子ノ跡ヲ反覆熟考シテ、 処置シ玉ハゞ、 山陵ノ修理ハ、 必ズ庶幾スベシト演説シツルニ⁽⁴⁾

ここに示されている縣信緝による山陵修補事業の提案が、十二日に間瀬和三郎によつてなされた「勤王翼幕」との主旨に沿つたものであることには、充分注意が払わなければならない。つまりこの山陵修補事業は、例えば勤王一点張りなどといった抽象的な政治ストーリーのためのものではないのである。

山陵修補事業は、「今上」にとつては「御子孫タル追孝ノ意ヲ達シ玉ヒ、 叡慮ヲ安ンシ玉フベク」、「幕府」にとつては「此挙ニ千載ノ闕典ヲ補フ功ヲ奏スベク」、藩主戸田家にとつては「天朝ノ 御孝道ナル万一ヲ補ヒ、 幕府ノ為メニ忠勤ノ一助トナラハ、 是モ亦不朽ノ基業ト為スニ足ラム」と縣信緝は述べる。縣信緝による限り、山陵修補事業は尊王勢力・佐幕勢力の双方を見据えた上で提案された、宇都宮藩が進むべき極めて現実的な政治的選択であった。

間瀬和三郎はこの縣信緝の提案を一旦は却下したものの、廣田精一の仲介によつて再び取り上げるに至り、山陵修補

事業の実現へ向けて、当面危惧される事柄についての具体的な見通しを立てることになった。再び『縣信緝手記』によつて間瀬和三郎がいだいた危惧の内容についてみると、

精一過刻ノ忠言ニ由リテ、汝ガ策ノ用フベキヲ知リ得タリ、今ヨリ誓ヒテ意ヲ決セム、然リト雖、別ニ尚一疑団アリ、汝之ヲ処シ得ルノ方法アラバ、遂一之ヲ忠告セヨ、今夫幕府ノ府庫国用空乏ストモ、故ニ新タニ莫大ノ費用ヲ要スル説ヲ立テバ、其意ハ嘉納ストモ、其用或ハ支ヘ難カラム、サレバ山陵ノ建白ノ如キハ採用無キモ測リ難シ、若此意ヲモテ採用ノ期無キニ至ラハ、我ガ本藩ハ小家ナリ、税納ノ高ハ寡少ナリ、負債ノ金ハ巨大ナリ、争デカ之ヲ担任セム、若シ此場合ニ至リナバ、汝別ニ一策アリヤ⁽⁵⁾

つまり間瀬和三郎がいだいた、山陵修補事業を実行しようとするとあたつての最大の危惧は、費用の問題であったのである。これに対する縣信緝の見通しは以下の通りである。

信緝直チニ答ヘテ曰ク、方今ノ時勢ヲ熟考スルニ、薩長土ノ三藩及ビ天下有志ノ徒ハ、互ニ善美ノ義挙ヲ企望シ、実効上ニ施行スルニ、幕府ハ百事機会ヲ失ヒ、退歩ヲ愧ヅル意有リト聞ケバ、此山陵ノ義挙ナルコトヲ真ニ知リ得ル者ナラバ、十二八九ハ必ス用ヒラルベシ、若シ国用ノ乏ク、採用ノ無キニ治定セバ、本藩更ラニ微力ヲ奮テ、遂ニ成功ニ至ラシムベシ、其方法ノ大意ヲ言ハゞ、此山陵ノ修理ノ事十二八九ハ土砂ヲ運ビ石ヲ疊ムカ、溝ヲ堀リ山ヲ削ルカノ類ナルベシ、之ヲ弁ズル人夫ノ用ハ一藩上下ノ隔テナク士卒ヲ撰ミ用フベシ、本藩既ニ此例アリ、天保年間將軍日光社参ノ時、藩用疲弊ノ際ニシテ、新タニ此大費アルヲ以テ、藩士一同之レヲ歎ケキ、之ガ土木ヲ助ケムコトヲ連署請願セシ上、野服軽装ニ出立チ、皆自ラ糧ヲ腰ニシテ、日々相当ノ課業ヲ分チ、土居堤防ノ修復ヨリ木柵土塀ノ營繕マデ、許多ノ功業ヲ成就シタルハ、信緝壯年ノ時ニ在テ目撃シタルコトナレバ、今一藩ノ士卒ニ諭スニ、主家勤王ノ守衛ノ職ノ免除ヲ請願スベシ、此請願ハ當然ナレバ、必ズ免除ヲ許可アルトキハ壹月ニ千余円ノ剩金有リ、是ヲ壹年ニ積累セバ、壹万二千ノ金ヲ得ベシ、之ヲ費用ノ一端ニ供セバ一藩更ラニ奮發シテ、実効立ドコロニ見ルベキアラム、若シ此上ニ費用アリテ不足ヲ憂フルコトアラバ、豈他ニ勤 王ノ有志者無ラムヤ、天下ニ大小ノ諸

藩アリ、貴賤ニ富饒ノ豪族アリ、何ゾ之ガ費用ヲ助ケザラム、萬一此期ニ至ルトキハ、信緝不肖ノ身ナリト雖、遍ク天下ニ遊説シテ之ガ助力ヲナサシムベシト⁽⁶⁾

極めて具体的な縣信緝の言である。机上の空論としてではなく、藩存続のための現実的な方途として山陵修補事業が提案されたことが、ここからよく読み取られる。

もつともこの縣信緝の提案の前提には、山陵修補事業の内容を「山陵ノ修理ノ事十二八九ハ土砂ヲ運ビ石ヲ疊ムカ、溝ヲ掘リ山ヲ削ルカノ類ナルベシ」とする見通しがある。ところが實際には文久の修陵は、このような古墳本体や周濠、土手の土木工事の他にも、陵墓の比定や鳥居・石灯籠を備えた拝所の新設はもとより、場合によつては年貢地となつていた耕地の買い上げや、墳丘上に営まれていた建物・墓地の撤去、さらにはそれらの移設等をも含む極めて煩瑣なものとなつたのである。これは縣信緝ひとりよりも、間瀬和三郎を含む当時の宇都宮藩全体の見通しの甘さをよく示すものといえよう。

それでは、費用の他には何が問題であったのか。左に引くのは、五日後の二十五日の間瀬和三郎の言である。

山陵ノ議吾既ニ之ヲ決セリ、然ルニ今春大橋氏ノ事有リテヨリ以来、宇都宮ノ執政戸田・石原ノ二氏ノ如キハ、幕府当今ノ時勢ヲ憚カリ、勤王ノ説ヲ恐ル、コト甚シク、百事ヲ謹慎畏縮スル情体深カケレバ、此山陵ノ論説ヲ聞カバ、必ズ因循躊躇⁽⁷⁾シテ、信従セザルハ疑ヒナシ、若シ異見ヲモテ同意セズンバ、之ヲ成スコト甚ダ易カラズ、是又此挙ノ一難事ナリ、汝ハ之ヲ何トカスルト

藩内の意志統一といふいわば政治的課題を重要視するのは、家老としての当然の姿勢といえよう。ここでこの問題の解決の見通しについての縣信緝の言を引くことは省くが、間瀬和三郎は山陵修補事業の実現に際しての障壁を的確に見極め、その解決へ向けて一步を踏み出したのである。

また『縣信緝手記』が、宇都宮藩が山陵修補事業に着手した場合には、幕府から次のような「恩賞」を得る見通しを間瀬和三郎が立てていたと述べることは、注目に値する。

執政言葉ヲ改メテ曰ク、汝幕府ノ大土木ノ例ヲ知レル乎、幕府ノ例ハ江戸城ノ本丸・西丸ノ両居館、若シ建築ノ事ア

ルトキハ、在職ノ閣老一人之ヲ主宰ス、之ヲ名付ケテ御用掛リト云フ、建築全ク成功スレバ、必ズ之ガ恩賞トシテ一
万石ノ加増アルアリ、今此山陵ノ修理ノ如キモ、天朝ニ在テハ 今上ノ御追孝トナリ、幕府ニ在テハ將軍ノ忠勤トナ
ル、重大ノ土木、希代ノ美事ナレバ、之ヲ首唱ノ功有ル 忠恕公ニハ、特別ノ恩典褒賞有ラムハ当然ノ道理ナレバ、
仮令何程降ルト雖、両丸建築ノ主宰タル閣老職ニ賜ハル例ノ一万石ニハ減ズベカラズ、若其如ク賞典アラバ、汝ハ藩
ノ首唱ナレバ十分ノ一ハ賜フナルベシト⁽⁸⁾

これによると、間瀬和三郎は山陵修補事業にあたって幕府から一万石の「恩賞」を見込んでおり、しかもその内十分
の一の「恩賞」を縣信緝に事実上約束しているのである。この一万石というのは、すでに戸田忠至と姓名を改めていた
間瀬和三郎が、慶応二年三月六日に宇都宮藩から分知を受けて高徳藩を興した際の石高と一致する。⁽⁹⁾ 少なくとも『縣信
緝手記』に拠る限り間瀬和三郎の眼には、山陵修補事業の向う側に一万石の「恩賞」が確かに映っていたのである。

なおこの間瀬和三郎は、文久二年閏八月八日の「山陵修補の建白」の後にそれまで家督を継いでいた家老間瀬家を離
れ生家である藩主戸田家にもどり忠至と名乗った上で、山陵修補事業の指揮を執ることになる。つまり、間瀬和三郎と
戸田忠至は同じ人物であるが、本稿ではこのことについていちいち註釈をすることは避ける。⁽¹⁰⁾

戸田忠綱著『山陵御修補之顛末』（明治四十一年）

『山陵御修補之顛末』の著者戸田忠綱は、間瀬和三郎（戸田忠至）の長男である。備後守を称し、慶応二年十九日には父
山陵奉行戸田忠至のところで山陵奉行見習となつており、戸田忠至の後継者として文久の修陵の当事者に数えられるべき
人物である。そうしてみるとその著『山陵修補之顛末』は、戸田忠至の没後に成ったその子孫による文久の修陵の記録
といつた趣のものとみられるのである。

それではこの『山陵御修補之顛末』は、宇都宮藩が山陵修補事業に取り組むに至つた発端をどのように述べているの
であろうか。左に引用することにしたい。

抑モ山陵御修補ノ儀ハ、宗家宇都宮旧藩主故戸田越前守忠恕尊王ノ志深ク、先帝攘夷ノ叡慮在セラル、ニ当リ議奏正

親町三條大納言實愛ト東西相呼応シテ、忠恕ハ関東諸藩ノ有志ヲ結合シ攘夷ヲ決行セント百方苦慮致シ候、然レトモ當時開鎖ノ二論紛々トシテ定マラス、萬延元年三月三日桜田ノ変アリテヨリハ天下ノ形勢一層騒カシク、幕府ニ於テハ密ニ公武合体ノ策ヲ議スルニ至レリ、是ニ於テ宗家ハ尊攘ノ説ヲ持シ、一方ニハ勅使ノ東下ヲ奏請シ、又一方ニハ幕府ニ逼マリテ攘夷ノ実ヲ挙ケント老臣間瀬和三郎後戸田大和守忠至ヲシテ其事ヲ計ラハシム、然ルニ種々ナル事情アリテ宗藩臣ノ内ニハ京都ニ使スヘキ適當ノ者ナカリシカハ、召抱ノ儒者ニシテ且ツ同志者タル大橋順藏ニ密議シタルニ、順藏ハ尚早ノ説ヲ唱ヘ上京ヲ拒メリ後チ諸藩ノ同士ト語ラヒ往来シタルヲ以テ宗、藩士岡田真吾松本麒太郎ト共ニ幕府ニ捕ラル、依テ重縁數回恰モ一家ノ如ク常ニ往来シテ事ヲ共ニセル上野国館林旧藩主秋元但馬守志朝家臣岡谷鈴吾實繁ニ此事ヲ謀リタルニ、鈴吾ハ其時機ヲ得タルヲ贊シ快諾シタル故大ニ喜ヒタルモ、事機密ニ属スルモノナレハ相互ニ死ヲ誓ヒ将来ノ事ヲ協議シ万事ノ手続ヲ為シ、萬延元年七月廿八日鈴吾ハ上京ノ途ニ就キタリ、然ルニ当春桜田事變後幕府ニ於テハ、要所々々ニ関所ヲ置キ往来ノ人ヲ嚴重ニ取調ノ上通行ヲ為サシムルコト、ナリシカハ、鈴吾ニ於テモ取調ヲ受ケツ、漸クノ事ニシテ着京シ、八月廿三日議奏正親町三條大納言實愛ニ謁シ、関東諸藩ノ形勢ハ勿論幕府ノ大勢等委細言上シ、併セテ本旨タル勅使東下ノ事ヲ請願シケレハ正親町三條ニハ大ニ悦ハレ、直ニ奏聞シタルニ陛下ニモ殊ノ外御満足ニテ歎感斜メナラストノ御褒詞ヲ蒙リタリ、斯クテ勅使東下ノ儀ハ御認許相成リタルモ、此時幕府ヨリ公武合体ノ名義ヲ以テ和宮降嫁ノ儀ヲ請願アリ、時ノ天皇孝明帝ニハ、朕カ女ナラハ兎モ角モ先帝ノ皇女ヲ夷人雜居ノ地ニ降スコトハ祖宗ニ対シ相成ラスト綸言アリタル趣ナリ、依リテ近衛前閑白熙忠能ヲ始メ議奏正親町三條中山大納言忠能其他同志ノ人々ハ歎旨ヲ了シ、和宮ニハ既ニ已ニ有栖川宮ニ降嫁ノ御約束アリタル事ナレハ其儀然ルヘカラスト主張シ、幕府ニテハ橋本家ノ女姉小路ト唱ヘシ老女ヲ京都ニ遣ハシ、所司代酒井若狭守杯ト謀リ盛ニ賄賂ヲ行ヒテ尽力シケレハ、陛下ニハ宸襟ヲ痛マセラレ是実ニ容易ナラサル事ナレハ、其成行ヲ見テ然ル後勅使ヲ東下セシムヘケレハ、帰國ノ上其旨和三郎ニ伝フヘシトノ事鉢吾拝承シテ帰國致サントスルノ際、入京ノ事所司代ニ探知セラレ召捕ラレントス、正親町三條ニハ岩倉宰相具視ヨリ此事ヲ聞カレ、大ニ驚愕シ急使ヲ以テ鉢吾ヲ召シ、万一事召捕ラル、様ノ事アリテハ大事ノ破レナレハ、是ヨリ即刻京地ヲ立去ルヘシトテ、藤沼利兵衛ト云ヘル信州松本旧藩主戸田丹後守ノ附人ヲ添ヘラレ京師ヲ去ラシメタリ、

儲テ鈕吾ニハ夜ヲ竪メテ奈良ニ走リ大阪ニ至リ宇都宮藩ノ倉屋敷ニ投シ、宇都宮藩ヨリ人馬ノ先触ヲ出シ東海道ヲ下リ帰國ノ上復命シタリ

後幾クモナク和宮ニハ御降嫁在ラセラレタリシモ、幕府ハ當時懇願ノ次第ヲ忘却セルモノ、如ク、攘夷実行トハ只名ノミニシテ和宮ニハ殆ント人質同様ノ姿トナリ給ヒシ故、天下ノ有志ハ其処置ヲ憤慨シ攘夷ヨリハ討幕ヲ先ニスヘシト云フ議論四方ニ起リ、國勢ハ日ニ月ニ危頗ニ赴キタリ、時ニ予テ奏請シアリタル勅使トシテ大原左衛門督重徳ニハ薩摩ノ族島津三郎久護衛トシテ東下アリ、幕府ニ向ヒ三箇條ノ御注文アリ、且大義名分ヲ以テ諸事詰責セラレシカハ、幕府ノ威權ハ地ニ墜チ朝威ハ朝日ノ昇ルカ如シ、其ノ一例ヲ申セハ從来勅使東下ノ節ハ勅使着府ノ上老中カ勅使ノ旅館ニ伺候スル例ナリ、然ルニ今回ハ總裁松平春嶽品川宿ニ勅使ヲ奉迎スルニ至リタリ、其他ハ推シテ知ヘキナリ、去レト和宮降嫁ノ請願ニ附帶セル約束ハ實行スルニ至ラス、而シテ時勢ハ日ニ月ニ変遷シ、今ヤ世界ノ大勢攘夷ハ到底行フヘカラサルモノ、如シ、爰ニ於テ和三郎思ヘラク、勤王ハ惟攘夷ノミニ限リタルコトニ非ス、此上ハ攘夷ノ志ヲ翻シ予テ岡谷鈕吾ヨリ談合アリタル山陵ノ御修補申上度クト覚悟ヲ極メ、勅使大原左衛門督ニ謁シ山陵修補ノ事ヲ言上シタルニ、左衛門督ニハ至極尤モナリト賛成シ、帰洛ノ上ハ正親町三條ト謀リ京都ノ方ハ出來得ル丈ケ尽力スヘシト申サレタリ、然レトモ當時ノ形勢國主外様ノ大名スラ朝廷へ直接伺候スル様ノ事アリテハ如何ナル譴責ヲ蒙ルヤモ知ルヘカラス、况ヤ徳川譜代ノ大名ニ於テヲヤ、於是密ニ總裁松平春嶽ニ意見ヲ試ミシニ、春嶽ニハ大ニ賛成セシカハ、和三郎此機失フヘカラスト岡谷鈕吾及ヒ宇都宮藩臣縣勇記等ト協議ノ末戸田家ノ重臣會議ヲ開キ、此度国政ノ儀不憚忌諱申上候様列藩諸侯ニ被仰出タルヲ幸ヒ、宗藩ニ於テハ兼テ憂慮シツ、アリタル神武帝御陵ヲ始メ荒廃シ去リタル百有余ノ諸陵ヲ、館林藩ト力ヲ合セ共ニ御修覆ノ儀出願ノ事ヲ協議シタルニ一時ハ議論百出セリ、然レトモ和三郎ハ筆頭ノ重臣ナレハ、遂ニ其提議ヲ容レ万事和三郎ニ委任スル事トハナリタルナリ

文久の修陵の発端をめぐる言説について

な説明は、文久二年五月二十二日に京を発つて江戸に下向し八月二十二日まで江戸に滞在した勅使大原重徳に間瀬和三郎が山陵修補事業についての意見をきいて同意を得たことにはじまる、とするのである。

間瀬和三郎と大原重徳が山陵修補事業についてどのような意見交換をしたのかは明らかにし得ないが、山陵修補事業の提案の主体は、大原重徳に対しても、宇都宮藩内に於ても、間瀬和三郎以外の誰でもない、しかもそこに至るまでには短かからぬ宇都宮藩の勤王の歴史があつた、というのがこの戸田忠綱著『山陵修補之顛末』が述べる文久の修陵の発端についての説明なのである。

周辺の史料

文久の修陵の発端についての当事者による言説は、右の(a)『縣信緝手記』と(b)戸田忠綱著『山陵御修補之顛末』だけではない。すでにみた(c)・(d)・(e)・(f)・(g)・(h)も、(a)・(b)の周辺の史料として重要である。

(c)元治元年七月二十八日 縣信緝著「愁思錄」は、本稿で取り上げた史料の中では最も年代の早いものである。しかも元治元年といえば、文久の修陵は未だ進行の途上である。しかし先にも述べた通り、縣信緝は文久三年正月二十二日には戸田忠至の命によつて、山陵修補事業からの撤退を余儀なくされているのである。つまりこの「愁思錄」は、文久の修陵の最中に著わされたものでありながら、縣信緝にとつてはすでに回想録の部類に入る性格のものといえる。自らがその前年まで従事していた山陵修補事業に対する、生々しい感想、さらには批判がこの「愁思錄」から読み取ることができる。

この縣信緝著「愁思錄」が述べる、文久の修陵の発端は次の通りである。

御陵ノ御修補ヲ建白シ玉ヒシトキハ予ハ起立ノ始メヨリ某謀議ニ預リテ頗ル顛末ヲ熟知セリ。此時ノ形勢モ亦甚嫌疑有ルトキニテ訥庵先師岡田眞吾ノ輩勤王攘夷ノ事ニテ獄ニ繫ガレシトキニテ、勤王ノ事ハ甚ダ建白ヲ憚ルベキ時ナリシ。此時御修補ノ事ヲ建白セバ先師ト眞吾ノミ勤王家ニ非ズ。君公ニモ亦然リ。是必ズ

天朝ニ媚ビテ意ヲ通シ幕府ヲ厭ヒ背ク意有リナド、幕府ノ衆吏誤マリ解シテ遂ニ過怠ノ事ナド命セラルレバ疲弊ノ際

由々敷難ヲ求ムルナリ。サレド此議ヲ建白アリナバ、

天朝ニテハ歴聖ニ対シ玉ヒテ御追孝トナリ、幕府ニオイテハ、

天朝ニ御忠節ノ大義立チ千載有志ノ痛憤ヲ解キ、御当家ニテハ此事成ラバ天ヲ蓋フノ大功ニテ美名ハ青史ヲ昭シヌル
千載不朽ノ盛事ニシテ、孝経ニ所謂行道揚名ノ尤モ大ナルモノナリト和州君ト共ニ大ニ苦心セリ。サテヤムベキニ非
ズ。何トゾ此ノ難事ヲ仕遂ゲントテ京ニテハ正親町三條卿江戸ニテハ總裁職松平春嶽公其他閣老ニ至マデ、五月ヨリ
八月マデ和州君オホカタナラズ周旋アリ、苦心蓋力シ玉ヒテ此事遂ニ成就セリ。余モマタ福井ノ老職ニ出入シ、殊ニ
ハ、

勅使大原三位卿ノ御旅館ニシバく出テ拝謁シ此ノ成功ヲ懇願シ頗ル微力ヲ盡シタリシガ、忠孝ノ美事天人ノ相応ズ
ルニヤ。イトモ難キト思ヒシ事安々ト成就シテ今ハ早君公ハ其賞モテ四品ノ位ニ昇リ玉ヒ⁽¹²⁾、和州君ハ叙任アリテ大忠
大功ヲ成就シテ行道揚名ノ孝ヲ顕ハシ玉ヒヌ

ここでは、山陵修補事業が幕府に許可されるまでの「苦心」は述べられていても、山陵修補事業をはじめに提案した
人物が誰であるかは明らかにされていない。ただ、「予ハ起立ノ始メヨリ其謀議ニ預リ」、また「和州君ト共ニ大ニ苦心
セリ」と述べるのみである。そしてその後にすぐ続けて「君公ハ其賞モテ四品ノ位ニ昇リ玉ヒ、和州君ハ叙任アリテ大忠
大功ヲ成就シテ」とあるように、元治元年正月二十九日に藩主戸田忠恕が従四位下の宣下を受け、戸田忠至も永々山
陵奉行ならびに万石以上の取り扱いを受けたことに言及している。これは、縣信緝著「愁思錄」が語る文久の修陵の発
端についての言説の、際立った特徴ということができよう。

(d) 明治五年七月 戸田忠友著「縣信緝功績ニ付從五位戸田忠友上申書写」の文久二年五月条は、宇都宮藩が山陵修補
事業を展開するに至った発端について次のように記している。戸田忠友は戸田忠惣の二男であるが、慶應元年正月二十
五日に戸田忠惣の養子として忠惣の後を襲つて宇都宮藩主となっている。

同年五月勇紀^(文久)兼々歴世之^(ママ)

帝陵荒廃を慨き罷在、當時御脩補被為在候ハ、天朝之御追孝幕府之御忠節ニ而、共ニ千載不朽之御盛舉ニ可相成ニ付、

養父忠恕ヨリ建白候様首唱建議仕、其砌盡力翼贊不一方候ニ付再勤申付

帝陵御造営掛りとして上京為仕候處

これによると縣信緝はかねてから陵墓の荒廃を嘆いていたが、山陵修補事業は「天朝之御追孝」、また「幕府之御忠節」になるので、これを藩主戸田忠恕から幕府に建白するべく尽力した、というのである。この「上申書」が縣信緝の功績を申し立てるためのものであることを差し引いて考えても、他の史料には必ずある家老間瀬和三郎の姿が全くみられない。これは、この「上申書」の際立った特徴ということができる。

(e)明治十九年 岡谷繁實輯「戸田忠至略譜稿」には、戸田忠至の二男で秋元禮朝の養子となつた興朝による「緒言」が付されており、刊行の意図と経緯が記されている。左の通りである。

父從三位戸田忠至コト明治十六年三月三十日ヲ以テ館舎ヲ捐テリ、因リテ父ノ舊友岡谷氏ニ依頼シテ其履歴ヲ蒐輯セリ、同氏曰ク縣信緝在世ナラハ與ニ協議シテ遗漏ナク集録スヘケレトモ、縣氏既ニ没後ノコトナレハ與ニ協輯スヘキ人ナシ、然レトモ卿ニハ広ク交際アラレシコトナレハ、縣氏ノミナラス必ス卿ノ嘉言偉蹟ヲ知ル人アラン、今ニシテ此略譜稿ヲ諸彦ニ示サレ誤伝ニ渉ルモノハ訂正シ、苟モ筆記シテ後ニ伝フヘキモノアラハ事細大トナク此稿ニ増補セラレンコトヲ企望ス、然ル後集メテ大成セントスト、余モ亦大ニ其意ニ同セリ、因リテ畧譜稿ヲ印刷シテ以テ贍写ノ労ニ換へ亡父辱知ノ諸君ニ贈呈ス、願クハ其労ヲ厭ハレス巻尾ノ白紙ニ記載シ返シ賜ハラハ何事ノ幸甚カ之ニ若カンここには、父戸田忠至の業績・履歴の蒐輯を岡谷繁實に依頼しそれを顕彰して後世に伝えようとする興朝の意図とは裏腹に、戸田忠至に与えた縣信緝の影響がいかに大きかつたかがよくあらわれているといえる。つまり「戸田忠至略譜稿」を著すにあたって、岡谷繁實が「縣信緝在世ナラハ與ニ協議シテ遗漏ナク集録スヘケレトモ、縣氏既ニ没後ノコトナレハ與ニ協輯スヘキ人ナシ」と述べたという通りである。しかしこのことは逆にいえば、「戸田忠至略譜稿」の編纂が、明治十四年十一月十二日の縣信緝の没後にはじめて可能であつたことの裏返しとみることもできるのである。

「戸田忠至略譜稿」が述べる、宇都宮藩が山陵修補に取り組むに至つた発端は次の通りである。

是時和宮降嫁ノ議起リ居タルヲ以テ此ノ成行ヲ見テ前策（註、勅使を江戸に迎える計画）ヲ決行セラレントノコトヲ

文久の修陵の発端をめぐる言説について

敬承シテ帰レリ、君大ニ悦フ、繁實是事ヲ以テ遂ニ藩議ニ罹リ、十一月十五日ヲ以テ禁錮セラル、君ニハ深ク之ヲ憂ヒラレ、百方幕府ノ嫌忌ヲ避ケ宇都宮館林両藩ノ煩トナラサル様ニ周旋セラレタリ、然レトモ誰謂フトナク宇都宮ノ家老間瀬和三郎ハ攘夷家ナリト謂フ評起ルニ至リ、天下ノ有志日夜來議門前市ヲ為スニ至レリ、是時君ニハ攘夷ノ事到底行ハルヘカラサルヲ察知セラレ、此上ハ歴代ノ山陵ヲ修補シ尊王ノ徵哀ヲ表セントスト謂ハル、是ニ於テ繁實ハ水戸彰考館ノ書類山陵ニ関スルモノヲ取調フルコトヲ担任セリ、之ヨリ前繁實嘗テ水戸ニ遊学シ青山量太郎延光ノ門ニ入ル、時ニ同門ニ太田長吉秀實ト謂フ者アリ、一日余ニ語テ曰ク、僕嘗テ神武帝ヲ夢ム、爾後忘ル、コト能ハス、遂ニ大和ニ至リ畠傍山ノ山陵ヲ拝シタリ、其山陵ヲ視ルニ荒廃ヲ究メタルコト実ニ慨歎ニ堪ヘス、願クハ之ヲ修補アランコトヲ企望スト、余聞テ大ニ之ヲ感シ江戸ニ転学スルニ及ヒ此事ヲ以テ君ニ語リタリシニ、君大ニ之ヲ嘉称シ実ニ山陵ノ修補アリ度コトナリト謂ハレタリ、時ニ安政五年十月ノコトナリキ、爰ニ至リ遂ニ攘夷ノ説ヲ止メラレ専ラ山陵ノ事ニ盡力セラレタリ¹⁴⁾

これによると、山陵修補事業をはじめに思いついたのは間瀬和三郎である。攘夷の実行が不可能であることを覚った間瀬和三郎が、それならばと、「歴代ノ山陵ヲ修補シ尊王ノ徵哀ヲ表」しようとして、これに岡谷繁實が協力したと、文久の修陵の発端について「戸田忠至略譜稿」は述べるのである。

(f) 明治二十五年三月 秋元興朝書「戸田忠至碑」も、(e)と同じく戸田忠至の子の手になるものである。宇都宮藩が山陵修補事業に着手した発端について、次のように説明している。

初外交論起。四方志士爭倡尊攘大義君陰與其徒通聲氣。又遣館林人岡谷繁實於京師。就所識公卿具陳關東形勢。謂勅使東下。會幕府奏皇女降嫁之議。以鎮物情。君洞見虛實。竊俟時運之至。既而幕府累逮捕有志徒。宇都宮藩士大橋順藏。岡田眞吾。松本鎮太郎等。亦皆下獄。君度事不可為。慨然翻其志曰。勤王之實。豈特在攘夷。乃佐藩主忠恕。大釐革藩政。異日山陵修築之功。全發源於此焉。当此時。幕府政衰海内多故。君一意從事山陵。

藩主戸田忠恕を助け藩政をあらため「山陵修築之功」を目標とするに至り、やがては一意に山陵修補事業に従事するよ

うになった、というのである。ここには岡谷繁實・大橋訥庵・岡田眞吾・松本鎮太郎の名はみえるが、縣信緝の名はみることができない。

(g)明治三十一年三月十二日「戸田忠綱速記」は、史談会によつて同日に行なわれた忠綱の談話の速記録で、主な話題は宇都宮藩による山陵修補事業に関する事柄である。その中には、忠綱の父忠至が山陵修補事業に取り組むに至つた発端についての内容も含まれております。本稿の視点からも注目される。左の通りである。

御承知の通り安政年中亞米利加船渡來の此ハ館林の岡谷ハ水戸に遊学であります。其時は世間に尊王攘夷論が盛んでおりました、岡谷も水戸の学校から帰られて、私の宅へ御出でゝ父忠至に逢はれて尊王攘夷の話やら何やらかやら世の中の形勢の話がござりまして諸其際山陵の話が御座りました、是れが山陵御修覆の起りで御座ります。⁽¹⁵⁾

これによると、安政年間にすでに戸田忠至（当時は間瀬和三郎）と水戸遊学の経験がある岡谷繁實との間で、尊王攘夷と関連して「山陵の話」が話題にのぼつたといふ。しかもその際の話が、後年の文久の修陵の「起り」としてここには明確に認識されているのである。

よく知られているように、すでに天保五年に水戸藩主徳川斉昭は神武天皇陵修造を幕府に願い出ており、そのような点では水戸に遊学したことのある岡谷繁實が「山陵の話」をすることは充分あり得ることであった。しかしこの安政年間における「山陵の話」を、「是れが山陵御修覆の起りで御座ります」と文久二年閏八月八日の「山陵修補の建白」に直接結びつくものとして位置付けるのは、少なくとも事実関係の説明の上ではあまりに大きな飛躍があるものと言わざるを得ない。

(h)明治四十二年八月「贈正五位縣信緝君履歴書写」は、文久の修陵の発端について次のように述べる。文久二年の条である。

一日本藩執政間瀬忠至ヲ訪ヒ国事ヲ談ス、忠至曰ク、方今ノ形勢ニ處シ我小藩ヲ以テ幕府ヲ扶翼シ尊王ノ誠ヲ致シ、且ツ君家ヲ安全ノ地ニ置ント欲セハ其策タル如何セハ可ナラン、信緝答フルニ山陵脩補ノ事ヲ以テシ曰ク、歴世山陵荒廢脩メス荊棘ニ蕪没ス、古今志士ノ歎スル所タリ、今我藩幕府ニ建議シテ之ヲ脩補セハ、上ハ皇家御追孝ノ

覩慮ヲ達シ、下ハ幕府奉上ノ誠相顕ハレ、從テ我公尊王ノ実功ヲ立ルニ至ラン、松下見林・貝原益軒・細井廣澤諸子ノ如キ此事ヲ慨キ論著スル所アリ、又我郷君平蒲生氏ノ如キ遺跡ヲ搜索シテ山陵志ノ著アリ、就中水戸烈公ニ於テハ深ク其失体ヲ慨キ、幕府并関白ニ上書セラレタリト云、不肖之ヲ考フルコト一日ニ非ス、微弱ノ小藩ヲ以テ尊王ノ誠ヲ致サンニハ只此一事アルノミ、忠至之ヲ善トスレトモ幕府ノ嫌忌ヲ憚リテ苟モ断セス、信緝曰、薩長等ノ外藩争テ尊王ノ大義ヲ論ス、若シ其議斯ニ及ハ、臍ヲ噬ムモ及フコト無ント、怫然トシテ席ヲ去リ廣田精一戸田家臣江邸ノ儒学教授ヲ訪ヒ、此事ヲ謀ル、精一大ニ之ヲ賛シ直チニ忠至ニ面シ此策ノ美挙ナルヲ説キ、採用スヘキヲ懲懲ス、忠至感悟之ヲ然リトス、信緝之ヲ聞キ大ニ悦ヒ尋テ忠至ト商議スルモノ数日、忠至我藩ノ疲弊ヲ以テ此工役ノ大費ヲ弁スルノ方法、及ヒ宇都宮執政間必ス異論ヲ生ス可シ、之カ同意ヲ得ル恐クハ難カラント頗ル難色アリ、信緝曰ク、藩論果シテ脩補ニ一決シ上下一心用途ヲ節シ全力ヲ盡シテ工役ニ従事セハ、何ソ経費ノ足ラサルヲ憂ン、万一尚ホ足ラサルトキハ別ニ胸算ノ在ルアリ、請フ貴意ヲ労スル勿レ、在所執政ヘ商議ノ如キハ不肖自ラ之ニ当ラント、忠至之ニ従フ、信緝宇都宮ニ赴キ執政ヲ会シテ之ヲ議シ、反覆弁論始メテ藩議ヲ定メ此年閏八月八日ヲ以テ幕府ニ建白ス

ここにみえる宇都宮藩による幕府への「山陵修補の建白」の提出までの経緯の説明は、(a)『縣信緝手記』と同じ事実関係の認識に立脚したものといつてよいであろう。つまり、縣信緝は間瀬和三郎による諮問に答えて山陵修補事業を提案したものの一旦は却下され、廣田精一の仲介によって再び取り上げられ、なおも残る間瀬和三郎が抱く危惧について縣信緝が具体的な解決策を提示し、最終的には藩の方針として定まった、という過程である。

二 戸田忠至（間瀬和三郎）と縣信緝

一相反する二説では、宇都宮藩が山陵修補事業を開拓するに至った発端をめぐる当事者の言説を、(a)～(h)の八種の史料についてみたが、これらの間には内容に大きな隔たりがあることが認められた。以下、文久の修陵の実際の過程とこれらとの言説との関係や、その評価をめぐって論ずることにしたい。

文久の修陵の経過のなかで

今日の研究の水準では、文久の修陵に携つた人々の構成やその変遷が詳かにされているとはいえない。宇都宮藩が文久二年閏八月八日に「山陵修補の建白」を幕府に提出しそれが容れられて以降、戸田忠至以下の宇都宮藩士が朝廷、あるいは山陵研究家等の協力を受けて山陵修補事業を遂行したことはよく指摘されても、山陵修補事業に携つた宇都宮藩士は具体的にはどのような人々であったのか、また困惑する政局の中で宇都宮藩による山陵修補事業が誰からどのように評価されたのか等というような問題については、これまで改めて取り上げられることがなかつた。⁽¹⁶⁾

しかし右にみた(a)～(h)の史料の検討からは、山陵修補事業に携つた宇都宮藩士の間ですら、山陵修補事業の発端について大きな認識の隔たりがあつたことが、如実に浮かび上がつてくるのである。その対極が、(a)『縣信緝手記』と(b)戸田忠綱著『山陵修補之顛末』なのである。

すでに述べたところからも明らかなように、(a)『縣信緝手記』の側の史料としては(c)『縣信緝著「愁思錄」』、(d)『縣信緝功績ニ付從五位戸田忠友上申書』と(h)『贈正五位縣信緝君履歴書写』が、(b)戸田忠綱著『山陵御修補之顛末』の側の史料としては(e)岡谷繁實輯『戸田忠至略譜稿』、(f)秋元興朝著『戸田忠至碑』と(g)『戸田忠綱速記』があるといえるのである。この両者の決定的な違いは、宇都宮藩において一番はじめに山陵修補事業を発案したのが、縣信緝なのか、間瀬和三郎なのか、という点に尽きる。

この両者のうちどちらが史実として正確であるかは、今日の文久の修陵をめぐる研究の成果からはにわかに判断できないであろう。『栃木県史史料編・近世七』は、東京大学史料編纂所所蔵維新史料引継本縣家文書『縣信緝日記』を載せるが、『縣信緝手記』が述べる間瀬和三郎に藩の方途についての良策を問われて山陵修補事業を提案した文久二年五月十四日と二十日条の『縣信緝日記』は、それぞれ「江戸ニ著ス、間瀬大夫ノ家ニ宿ス」(十四日条)、「間瀬君ニ行ク」(二十日条)とあるだけなのである。山陵修補事業について『縣信緝日記』が述べるのは、同年閏八月八日条に「君侯、御陵ノ願書閣老ニ出ス」⁽¹⁹⁾とあるのがはじめてである。つまり、『縣信緝手記』が示す間瀬和三郎と縣信緝との間にかわされた山

陵修補事業をめぐるやりとりを、『縣信緝日記』から裏付けることはできないのである。

とはいえ、(b)戸田忠綱著『山陵御修補之顛末』が述べる、以前から間瀬和三郎が岡谷繁實と山陵修補事業について談合していたということも、(e)岡谷繁實輯「戸田忠至略譜稿」が述べる、間瀬和三郎が山陵を修補して尊王の徴哀を表しようとしたということも、他の史料によつて証明できる訳でもないのである。ここで確かな事実として確認できるのは、両者の認識が対極にあることだけである。

さらにここで取り上げなくてはならないことは、すでに述べた通り、縣信緝が文久の修陵の比較的早い段階、つまり文久三年正月二十二日に帰藩の命を受け、山陵修補事業から撤退したことである。小林著『勤皇烈士縣六石の研究』はこの点について、「この即日帰京の命令が何を意味するものであるか、而も神武帝陵に関する重大な任務に就いていた時に、事があまりにも突発的であり、何事か複雑な内容を持つてゐることを否めない⁽²⁰⁾」と、特段の注意を払っているのである。

この「何事か複雑な内容」が何だったのか、縣信緝にとつて有利な事であつたのか不利な事であつたのかすら、今日では判断する材料が全くない。しかしこの帰藩の命が、その後の縣信緝自身による文久の修陵についての言説に、少なからぬ影響を与えたのは確かである。

再び『縣信緝手記』より

ここで指摘しておかなくてはならないことは、右に述べた通りの文久の修陵の経過について、(a)縣信緝著『縣信緝手記』がその末尾で主觀を全面に押し出した述懐をしていることである。

此山陵ノ事件ハ、文久二年ノ壬戌ヨリ、明治二年ノ己巳ニ至リ、遠ク八ヶ年ノ星霜ヲ経テ、忝クモ山陵ニ力尽奉職シタル 忠恕公ニハ移封・減禄・蟄居ノ如キ冤罪モ之ガ為メニ一洗シ、爵位ハ從四位ノ上ニ昇リ、任ハ侍従ニ進ミ玉ヒ、和州公ニハ、上士ヨリ四位ノ高キニ遷リ、一万石ノ禄ヲ賜ヒ、又他邦ニハ谷森氏ヲ始メトシテ、各光栄ヲ荷ヒ、又本藩ニハ貴賤・士卒共ニ其功ニ応ジテ格式・家禄昇進シ又金銀物品ヲ賜ヒ、皆恩典ヲ蒙リタルニ、イカナル不幸ニカア

ラム、余独、山陵ノ事務ヲ卒ルコト能ハズ、郷里ニ還リテ奉職シツルニ、ホドモアラセズ、水府ノ浪士ノ事件立起り、武田ノ戦争ニ引続キ、忠恕公ノ減禄・移封・蟄居ノ厄ニ連綿シテ、同ジク禍害ニ罹リ、或ハ檜倉ニ幽囚セラレ、久シク日蔭ノ身トナリタル故カ、又ハ山陵ニ從事スル月日ノ浅カル故カ、衆人ニハ事異リテ、遂ニ唯一言ノ褒賞ダニ蒙ラズシテ朽果テナムハ、天乎人乎遺憾ハ今ニ已マザリケリ、近頃イトマノヒマニ古ルク藏メタル日誌ト簿記トヲ照ラシ合セテ、虚飾ヲ用ヒズ、実境ヲ此書ニ筆記シテ、他日ノ遺忘ニ備ヘ置キヌ⁽²¹⁾

この怨嗟の声にも似た縣信緝の言から読み取られるべき事柄は實に多いであろう。まず縣信緝は、文久の修陵によつて「恩典」を蒙つた者は多い、というのである。藩主戸田忠恕については「移封・減禄・蟄居ノ如キ冤罪モ之ガ為メニ一洗シ、爵位ハ從四位ノ上ニ昇リ、任ハ侍従ニ進ミ玉ヒ」と、間瀬和三郎改め戸田忠至については「上士ヨリ四位ノ高キニ遷リ、一万石ノ禄ヲ賜」と、その他の藩士についても「貴賤・士卒共ニ其功ニ応ジテ格式・家禄昇進シ又金銀物品ヲ賜ヒ」という通りである。

それにもかかわらずただ縣信緝ひとりのみが不遇であつた、と述べるのである。「或ハ檜倉ニ幽囚セラレ、或ハ預ケニ幽閉セラレ、久シク日蔭ノ身トナリタル故カ、又ハ山陵ニ從事スル月日ノ浅カル故カ、衆人ニハ事異リテ、遂ニ唯一言ノ褒賞ダニ蒙ラズシテ朽果テナム」とは、縣信緝が自らと山陵修補事業との係わりの來し方を省みての率直な感慨の反映であるとともに、文久の修陵に対する痛烈な批判として受け取められなくてはならない。

おわりに

はじめにでも述べたように、文久の修陵の発端については、幕末期の政治動向をめぐる研究の見地からすでにいくつかの学説が立てられている。しかし本稿で取り上げたのはそのような研究上の学説ではなく、宇都宮藩士として山陵修補事業に携つた者たち、つまり文久の修陵の当事者によつてなされた、文久の修陵の発端についての言説である。もちろん本稿で取り上げた言説は、いざれも事実を明らかにして後世に伝えようとする体裁をとり、そしてそのような意図からなされたものではあるにしても、各人の置かれた立場から決して自由ではあり得ないことには、充分に注意が払わ

れなければならない。

ここで本稿で述べた所を繰り返せば、宇都宮藩にあって終始一貫して文久の修陵の指揮を取り、慶応二年三月六日に宇都宮藩からの分知を受けて高徳藩一万石の藩主となる等の「恩賞」に預った戸田忠至と、宇都宮藩士として山陵修補事業に携わりながら文久三年正月二十二日に帰藩の命を受けて山陵修補事業からの撤退を余儀なくされ、生涯を通じて「恩賞」とは全く縁がなかつた縣信緝とでは、文久の修陵の発端についての認識が全く異っているのである。いずれの言説がより史実に近いかの議論はまた別として、文久の修陵を幕末政治史の一コマとして位置付けようとする時、この問題は重要である。

さらにいえば、本稿で取り上げた史料の多くが明治期になつてから成つたものであることにも眼を向ける必要がある。明治期に天皇を頂点とする政治体制が確立される過程で陵墓が果たした役割りの大きさを考える時、この時期にあって文久の修陵の発端についての認識がかつての当事者の間で全く異なるものになつていることは、自らが文久の修陵において重要な役割を果たしたことの誇示することが、明治期にあって小さからぬ意味をもつていたことをもよく示すものと考えられるのである。

註

- (1) 宮内庁書陵部所蔵本の奥書には、「右ハ戸田大和守忠至男忠綱君先年印刷ニ附ヘ親族知人ニ頒布せしもの、外崎覚、大正十三年十二月四日一校了山崎鐵丸、因ニ云、原本活字本ナレドモ奥書発行者著者及年月日一切不明、大原重明氏大正十年七月四日寄贈セルモノナリ、尚何故歟最後ノ貢ハ二行ニテ切棄アリ、本文ハ終結セルモノ、如キモ何カアリシカ不詳」とある。この「原本活字本」の所在は管見の限り確認できない。
- (2) 『勤皇烈士縣六石の研究』には「一三山陵御修復の事蹟」に「突如たる帰藩命令」の項(一三七〇四〇頁)が設けられており、この問題を取り上げている。
- (3) 『栃木県史史料編・近世七』八十五六頁。
- (4) 『栃木県史史料編・近世七』八十六頁。

- (5) 『栃木県史史料編・近世七』八十七頁。
- (6) 『栃木県史史料編・近世七』八十七～八頁。
- (7) 『栃木県史史料編・近世七』八十八頁。
- (8) 『栃木県史史料編・近世七』八十八頁。
- (9) 『山陵修補綱要』(宮内庁書陵部所蔵)。
- (10) この点については、拙稿「間瀬和三郎と戸田家——『文久の修陵』以前——」(『調布日本文化』第六号〔平成八年三月、調布学園女子短期大学〕所収) 参照。
- (11) 『山陵修補綱要』。
- (12) 『勤皇烈士縣六石の研究』四〇六～七頁。
- (13) 『山陵修補綱要』。
- (14) 『戸田忠至略譜稿』二～三丁。
- (15) 『史談会速記録』合本十一、三十三頁。
- (16) 拙稿「『文久の修陵』の『悪評』」(『地方史研究』通巻第一八七号、第五十巻第五号、二〇〇〇年十月) は、この問題について論じている。
- (17) 『栃木県史史料編・近世七』十五頁。
- (18) 『栃木県史史料編・近世七』十六頁。
- (19) 『栃木県史史料編・近世七』二十七頁。
- (20) 『勤皇烈士縣六石の研究』一三七頁。
- (21) 『栃木県史史料編・近世七』九十三～四頁。